

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御 名 御 璽

令和八年九月十一日

内閣総理大臣 高市 早苗

#### 政令第二百七十六号

社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律の一部の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）第四十四条第五項及び附則第四条の六第八項、国民年金法等の一部を改正する法律（昭和六十年法律第三十四号）附則第七十八条第二項、厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成八年法律第八十二号）附則第十六条第一項、被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十四年法律第六十三号）附則第十二条第二項及び第百六十条、公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第四項、社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する法律（平成十九年法律第百四号）第二十四条第二項並びに健康保険法（大正十一年法律第七十号）附則第八条の三の二第八項の規定に基づき、この政令を制定する。

（厚生年金保険法施行令の一部改正）

**第一条** 厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五第一項第三号及び第四号中「のいずれか」を「又は法附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。

第六条の二を第六条の二の六とし、第六条の次に次の五条を加える。

（特定減額特例対象者が異なる被保険者の種別に係る資格を有する場合の説替え）

**第六条の二** 特定減額特例対象者（法附則第四条の六第一項に規定する特定減額特例対象者をいう。以下同じ。）が同条第二項の申出をした場合における法第十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十三条」とあるのは、「附則第四条の六第三項」とする。

（法附則第四条の六第二項被保険者が被保険者資格を喪失した場合の措置）

**第六条の二の二** 法附則第四条の六第二項被保険者（法附則第四条の六第五項に規定する同条第二項の規定による被保険者をいう。以下同じ。）が、同条第六項（第一号に係る部分に限る。）の規定により被保険者の資格を喪失する場合においては、法第十八条第一項の規定による機構の確認は要しないものとする。

2 法附則第四条の六第二項被保険者についての法第二十六条第一項（第二号に係る部分に限る。）及び第四十三条第三項並びに法附則第九条の三第四項、第九条の四第五項及び第十六条第三項の規定の適用については、これらの規定中「のいずれか」とあるのは、「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」とする。

(特定減額特例対象者であつた者の被保険者資格の取得の時期に関する読替え)  
第六条の二の三 特定減額特例対象者であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた日前から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第十二条各号のいずれにも該当しない場合における法第十三条第一項の規定の適用については、同項中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は前条の規定に該当しなくなつた日」とあるのは、「附則第四条の六第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなつた日のうち直近の日」とする。  
(法附則第四条の六第二項の申出をしていない特定減額特例対象者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた場合であつて当該該当しなくなつた者が異なる被保険者の種別に係る資格を有する場合の読替え)  
第六条の二の四 法附則第四条の六第二項の申出をしていない特定減額特例対象者が特定減額特例対象者に該当しなくなつた場合であつて、当該該当しなくなつた者が当該該当しなくなつた日前から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第十二条各号のいずれにも該当しない場合における法第十八条の二第一項の規定の適用については、同項中「第十三条」とあるのは、「厚生年金保険法施行令（昭和二十九年政令第百十号）第六條の二の三の規定により読み替えられた第十三条第一項」とする。

(法附則第四条の六第二項被保険者の被保険者資格の取得及び喪失についての取扱い)  
第六條の二の五 法附則第四条の六第二項被保険者が法附則第四条の六第六項第三号に該当するに至つた日前から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第十二条各号のいずれにも該当しない場合においては、法第十八条第一項本文、第十九条第二項本文及び第三項、第二十一條第三項、第二十二條第一項、第二十九條第三項（法第三十條第二項において準用する場合を含む。）並びに第五十八條第一項（第二号に係る部分に限る。）並びに附則第九条の二第五項（第三号に係る部分に限る。）の規定その他厚生労働省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）は、適用しない。  
2 法附則第四条の六第二項被保険者が法附則第四条の六第六項第三号に該当するに至つた日前から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第十二条各号のいずれにも該当しない場合における法第十九條第一項、第二十七條、第二十八條、第二十八條の二第一項（同条第二項及び第三項において準用する場合を含む。）、第四十三條第二項及び第百條の二第五項の規定その他厚生労働省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、法附則第四条の六第六項第三号に該当するに至つた日に被保険者の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。  
(国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)  
第二條 国民年金法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（昭和六十一年政令第五十四号）の一部を次のように改正する。  
第九十三條第一項の表旧厚生年金保険法の項中「のいずれかに該当するに」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれかに該当するに」に改める。  
(厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)  
第三條 厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成九年政令第八十五号）の一部を次のように改正する。  
第二十三條第一項の表第七十三條の二第二項第二号の項中「のいずれか」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。  
(被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令の一部改正)  
第四條 被用者年金制度の一元化等を図るための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う厚生年金保険の保険給付等に関する経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三百四十三号）の一部を次のように改正する。  
第二十一條第一項の表改正前厚生年金保険法附則第九条の三第四項及び第九條の四第五項の項中「のいずれか」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。

第七十九條第一項中「改正後厚生年金保険法」を「同法」に、「のいずれか」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改め、同条第二項中「のいずれか」を「又は附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。  
第百十七條第一項の表改正前協定実施特例法第三十一條第四項の項中「のいずれか」を「又は社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）第三條の規定による改正後の厚生年金保険法附則第四条の六第六項第二号のいずれか」に改める。  
(公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令の一部改正)  
第五條 公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う経過措置に関する政令（平成二十六年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。  
第三條第一項の表改正前厚生年金保険法第百七條の項の次に次のように加える。

改正前厚生年金保険法第百二十三條  
三 設立事業所に使用される者が、第十二條の規定に該当しなくなつたとき。  
三 設立事業所に使用される者が、第十二條の規定に該当しなくなつたとき。  
四 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）次号及び次条第六号において「令和七年改正法」という第三條の規定による改正後の附則第四条の六第二項の申出が受理されたとき。  
五 令和七年改正法第三條の規定による改正後の附則第四条の六第五項に規定する同条第二項の規定による被保険者が特定減額特例対象者（同条第一項に規定する特定減額特例対象者）に該当しなくなつたとき（特定減額特例対象者に該当しなくなつた日）に同一の設立事業所に使用され、かつ、同日において第十二條の規定に該当しない場合に限る。）

|                  |  |                                     |                                     |                                                                                                                        |                                                                                                                                                                 |
|------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| 改正前厚生年金保険法第百二十三條 |  | 三 設立事業所に使用される者が、第十二條の規定に該当しなくなつたとき。 | 三 設立事業所に使用される者が、第十二條の規定に該当しなくなつたとき。 | 四 社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号）次号及び次条第六号において「令和七年改正法」という第三條の規定による改正後の附則第四条の六第二項の申出が受理されたとき。 | 五 令和七年改正法第三條の規定による改正後の附則第四条の六第五項に規定する同条第二項の規定による被保険者が特定減額特例対象者（同条第一項に規定する特定減額特例対象者）に該当しなくなつたとき（特定減額特例対象者に該当しなくなつた日）に同一の設立事業所に使用され、かつ、同日において第十二條の規定に該当しない場合に限る。） |
|------------------|--|-------------------------------------|-------------------------------------|------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|

第三條第一項の表改正前厚生年金保険法第百二十四條の項中  
第十二條

|                                        |  |   |      |              |              |              |              |
|----------------------------------------|--|---|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第十二條又は第十八條の二第二項 |  | を | 第十二條 | 五 七十歳に達したとき。 | 五 六十歳に達したとき。 | 六 六十歳に達したとき。 | 七 六十歳に達したとき。 |
|----------------------------------------|--|---|------|--------------|--------------|--------------|--------------|

|                                        |   |      |              |              |              |              |
|----------------------------------------|---|------|--------------|--------------|--------------|--------------|
| 平成二十四年一元化法第一条の規定による改正後の第十二條又は第十八條の二第二項 | を | 第十二條 | 五 七十歳に達したとき。 | 五 六十歳に達したとき。 | 六 六十歳に達したとき。 | 七 六十歳に達したとき。 |
|----------------------------------------|---|------|--------------|--------------|--------------|--------------|

十四年一元化法第一条の規定に  
正後の第十二条又は第十八条の  
項

十歳に達したとき。

に改める。

和七年改正法第三条の規定によ  
正後の附則第四条の六第五項の  
が受理されたとき。

（社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令の一部改正）

第六條 社会保障協定の実施に伴う厚生年金保険法等の特例等に関する政令（平成十九年政令第三百四十七号）の一部を次のように改正する。

第四十九条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（厚生年金保険の被保険者の資格の取得及び喪失に関する事項）」を付し、同条第二項中「被保険者が」を「被保険者又は厚生年金保険法附則第四条の六第二項被保険者（同法附則第四条の六第五項に規定する同条第二項の規定による厚生年金保険の被保険者をいう。次項及び次条において同じ。）が」に改め、同条第三項中「被保険者であつて」を「被保険者又は厚生年金保険法附則第四条の六第二項被保険者であつて」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十九条の二 厚生年金保険法附則第四条の六第二項被保険者について法第三十一条第四項の規定を適用する場合においては、同項中「のいずれか」とあるのは、「又は同法附則第四条の六第六項第二号のいずれか」とする。

（健康保険法施行令の一部改正）

第七條 健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第七十三条」を「第七十三条の三」に改める。  
本則に次の二条を加える。

（特定減額特例対象者であつた者の被保険者資格の取得の時期に関する読替え）

第七十三条の二 特定減額特例対象者（法附則第八条の三の二第一項に規定する特定減額特例対象者をいう。以下この条において同じ。）であつた者が特定減額特例対象者に該当しなくなった日から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第三条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法第三十五条の規定の適用については、同条中「適用事業所に使用されるに至つた日若しくはその使用される事業所が適用事業所となつた日又は第三条第一項ただし書の規定に該当しなくなった日」とあるのは、「附則第八条の三の二第一項に規定する特定減額特例対象者に該当しなくなった日のうち直近の日」とする。

（法附則第八条の三の二第二項被保険者の被保険者資格の取得及び喪失についての取扱い）

第七十三条の三 法附則第八条の三の二第二項被保険者（法附則第八条の三の二第五項に規定する同条第二項の規定による被保険者をいう。次項において同じ。）が同条第六項第二号に該当するに至つた日から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第三条第一項各号のいずれにも該当しない場合においては、法第三十九条第一項本文、第四十一条第三項及び第四十二条第一項の規定その他厚生労働省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）は、適用しない。

2 法附則第八条の三の二第二項被保険者が法附則第八条の三の二第六項第二号に該当するに至つた日から引き続き同一の事業所に使用され、かつ、同日において法第三条第一項各号のいずれにも該当しない場合における法第四十八条、第四百四条、第四百五条第一項、第六百六条、第五百六条第三項及び第五百八条本文の規定その他厚生労働省令で定める規定（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。）の適用については、法附則第八条の三の二第六項第二号に該当するに至つた日に被保険者の資格を取得し、又は喪失しなかつたものとみなす。

附則

この政令は、社会経済の変化を踏まえた年金制度の機能強化のための国民年金法等の一部を改正する等の法律（令和七年法律第七十四号。以下「改正法」という。）附則第一条第一項第九号に掲げる規定（改正法第十五条中公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第五条第三項の表及び第三十八条第三項の表の改正規定並びに改正法第二十九条中確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）第四条第一項第三号の二、第八条第一項、第五十四条の二第一項、第六十二条、第六十四条、第六十九条、第七十条第二項、第七十一条及び第七十四条の二第一項の改正規定並びに改正法附則第三十三条の規定を除く。）の施行の日（令和八年十月一日）から施行する。

厚生労働大臣臨時代理

国務大臣 鈴木 憲和

内閣総理大臣 高市 早苗